

2015年10月21日

## 障害者差別解消法に基づく対応指針（総務省）に関する意見の提出について

障害者差別解消法では、事業を所管する主務大臣は、当該事業分野の事業者が適切に対応するための必要な指針（対応指針）を策定することとされています。

総務省から、指針の策定に伴うパブリックコメントの募集がありましたので、以下のとおり提出いたしました。

### 【全体に対して】

障害者が窓口に来た場合の対応についての指針となっているが、放送・通信・郵便の各分野の事業の内容そのものに関する記載が必要ではないか。

### 【(別紙) の具体例について】

「3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例」に、以下のような例を入れてはどうか。

「(1) 物理的環境への配慮の具体例」中に

○知的障害者への配慮として、郵便局窓口の郵便と貯金の窓口が分かるように、一目でわかる絵（マーク）等を表示するなど分かり易く工夫をする。

（現状では「1 郵便」、「2 貯金、保険」という文字だけの表示が多いようである。）

○通常番組中に画面上部に文字で表示される「ニュース速報」にも、ルビを加える。

○弱視者への配慮として、「ニュース速報」の背景だけ画面を無地にする。

○視覚障害者が副音声で TV を視聴しているときにために、「ニュース速報」の内容も副音声で伝える。

「(2) 意思疎通の配慮の具体例」中に

○郵便局の窓口において、視覚障害者から申し出があった場合は、郵便物（手紙、宛先、送り主等）等を読み上げる。